

県中建設事務所 道路等維持管理業務委託

公募型プロポーザル方式募集要領 <令和8年度版>

1 目的

この要領は、地域の安全安心を守るために、包括的維持管理業務を迅速で円滑に実施できる体制を確保することを目的に、県中建設事務所道路等維持管理業務委託（以下「本業務」という。）において、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により業務委託候補者を募集・決定する際の手続きについて必要な事項を定める。

2 委託業務の概要

（1）業務名

県中建設事務所 道路等維持管理業務委託

（2）業務内容

本業務は、県中建設事務所管内（郡山市）の別記2・3に記載した道路の維持管理業務、県中建設事務所管内（湖南地区、田村地区）の別記4に記載した河川等の維持管理業務及び県内全域の緊急排水業務とする。以下に業務の項目を示す。

【単価契約】

① 道路パトロール業務（異常時・地震時）	44 路線	L= 347.4km
② 道路維持補修業務	45 路線	L= 365.7km
③ 補装維持修繕業務	45 路線	L= 365.7km
④ 河川維持管理業務	13 河川	L= 117.1km
⑤ 砂防施設維持管理業務	8 箇所	
⑥ 急傾斜施設維持管理業務	3 箇所	
⑦ 港湾施設維持管理業務	1 箇所	
⑧ 一般除雪業務	38 路線	L= 322.8km
⑨ 春先除雪業務	3 路線	L= 13.0km
⑩ 排雪運搬業務	3 路線	L= 5.5km
⑪ 凍結抑制剤散布業務	38 路線	L= 322.8km
⑫ 緊急排水業務	県内全域	
⑬ 排水ポンプ車操作訓練業務	1 式	

【総価契約】

- ① 道路パトロール業務 44 路線 L= 347.4km
- ② 道路パトロール業務（歩行）、③ 道路植栽管理業務、④ 道路環境美化業務（須賀川二本松自転車道線の除草等）、⑤ 道路除草業務、⑥ 道路上支障物撤去業務、⑦ 道路舗裝修繕業務、⑧ 防雪柵設置撤去業務（仮設式）、⑨ 防雪柵設置撤去業務（固定式）、⑩ スノーポール設置去業務、⑪ 凍結スリップ注意看板設置撤去業務 一式

（3）履行期限

令和8年4月1日から令和9年3月31日限り

(4) 業務の規模

参考業務規模として、過年度実績を参考とし、単価契約と総価契約の合計で概算額は700百万円程度を想定している。

3 参加資格等

プロポーザル参加申請書（以下「申請書」という。）を提出する者は、事業協同組合（以下「協同組合」という。）又は共同企業体であって、協同組合は(1)の要件を、共同企業体は(2)の要件をすべて満たしているものとする。

(1) 協同組合

ア 定款で道路等の維持管理の共同受注を目的としていること。

イ 組合員は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。

ウ 協同組合は、建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種（土木工事業、とび・土工工事業、造園工事業及び舗装工事業）の許可を得ている者であること。又は、同要件を満たしている1者以上の組合員を含むこと。

（建設業許可書の写しを参加表明書（様式3-1）に添付すること。）

エ 協同組合は、募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、県における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。

オ 組合員は、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第41条第1項に規定する更生手続き開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第33条第1項に規定する再生手続き開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

カ 組合員は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に該当しない者であるほか、次に掲げる者でないこと。

（ア）役員等（提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。

（イ）暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。

（ウ）役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者。

（エ）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。

（オ）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不當に利用するなどしている者。

（カ）役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

キ 組合員は、県税を滞納している者でないこと。

ク 組合員は、消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。

ケ 本業務に参加する組合員は、福島県令和7・8年度工事等請負有資格者名簿の一般土木工事に登録されている者であること。なお、A等級の組合員を1者以上含むこと。

コ 組合員は、県中建設事務所管内に本店又は支店・営業所（※）を有する者であること。

(※) 支店・営業所とは、県内に本店を有する者（県内業者）の支店・営業所であって、福島県令和7・8年度工事等請負有資格者名簿に記載された委任先をいう。

(建設業許可書、法人登記簿等、証明できるものの写しを参加表明書（様式3-1）に添付すること。)

サ 組合員の数は3者以上とし、県中建設事務所管内（郡山市）の組合員が2者以上含まれていること。

シ 協同組合は、過去5年間に国又は地方公共団体から次に示す4業務のすべてを受注した実績（元請けとしての実績に限る）があること。又は4業務を受注した実績（元請けとしての実績に限る）がある組合員を含むこととし、4業務の受注については、単独又は複数者の別は問わない。

① 同種業務：道路維持補修業務、舗装維持修繕業務、河川等維持管理業務

② 除雪業務

（実績等の確認できる資料は、提案書等（様式5-3）によるものとする）

ス 県中建設事務所管内（郡山市）に主任技術者を1名以上配置できる者であること。

なお、主任技術者とは建設業法でいう主任技術者と同等の資格要件を有するものとする。

（主任技術者の名簿は、提案書等（様式5-1、様式5-2-1）によるものとする）

セ 作業員を10名以上配置できる者であること。

（作業員の名簿は、提案書等（様式5-1、様式5-2-2）によるものとする）

ソ 除雪作業期間（4月1日から4月30日、及び11月1日から3月31日）においては、除雪業務及び凍結防止剤散布業務に係る次の従事者を配置できる者であること。

なお、上記セの作業員は、貸付凍結抑制剤散布車、貸付除雪機械及び借上除雪機械のオペレータを兼務できない。

① 除雪の情報連絡員：3名以上

② 貸付除雪機械（凍結抑制剤散布車及び凍結抑制剤散布装置付トラックを含む）のオペレータ：32名以上

②-1 大型自動車免許保有者：6名以上

②-2 中型自動車免許保有者：4名以上

②-3 大型特殊自動車免許保有者：6名以上

②-4 大型特殊自動車免許保有者かつ車両系建設機械運転講習修了者：16名以上

③ 借上除雪機械のオペレータ：48名以上

③-1 大型自動車免許保有者：2名以上

③-2 大型特殊自動車免許保有者かつ車両系建設機械運転講習修了者：46名以上

（作業員及び各除雪機械のオペレータの名簿は、提案書等（様式5-1、様式5-2-3）によるものとする）

タ 除雪作業期間（4月1日から4月30日、及び11月1日から3月31日）においては、郡山市内に下記の借上機械を配置できる者であること。

① モーターグレーダ(3.1m級) 6台以上

② タイヤドーザ(8t級) 14台以上

③ タイヤドーザ(11t級) 2台以上

④ 除雪トラック(4t) 1台以上

⑤ 凍結抑制剤散布装置付トラック 2台以上

⑥ バックホウ(0.28m³) 1台以上

⑦ ホイールローダ(0.5m ³)	1台以上
⑧ ホイールローダ(0.6m ³)	1台以上
⑨ ダンプトラック(4t)	1台以上
⑩ ダンプトラック(10t)	1台以上

(借上除雪機は、提案書等（様式5－4）によるものとする。)

チ 本業務に関する安全性の確保、品質の確保及び業務改善のためモニター調査に協力できる者であること。

ツ 組合員は、プロポーザルに参加する他の協同組合の組合員又は共同企業体の構成員と重複してはならない。

テ 組合員のうち契約日時点で入札参加資格制限措置期間中の者には、当該期間中に管理業務を行わせてはならない。

(2) 共同企業体

ア 構成員は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 代表構成員は、建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種（土木工事業、とび・土工工事業、造園工事業及び舗装工事業）の許可を得ている者であること。

ウ 構成員は、募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、県における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。

エ 構成員は、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第41条第1項に規定する更生手続き開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第33条第1項に規定する再生手続き開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

オ 構成員は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に該当しない者であるほか、次に掲げる者でないこと。

（ア）役員等（提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。

（イ）暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。

（ウ）役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者。

（エ）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。

（オ）役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

カ 構成員は、県税を滞納している者でないこと。

キ 構成員は、消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。

ク 本業務に参加する構成員は、福島県令和7.8年度工事等請負有資格者名簿の一般土木工事に登録されている者であること。なお、代表構成員はA等級の者であること。

ケ 構成員は、県中建設事務所管内に本店又は支店・営業所（※）を有する者であること。

（※）支店・営業所とは、県内に本店を有する者（県内業者）の支店・営業所であって福島

県令和7・8年度工事等請負有資格者名簿に記載された委任先をいう。

コ 構成員の数は3者以上とし、県中建設事務所管内（郡山市）に本店を有する構成員が2者以上含まれていること。

サ 全ての構成員の出資比率が、均等割の10分の6以上であること。なお、代表構成員は出資比率が構成員中最大であること。

シ 共同企業体は、過去5年間に国又は地方公共団体から次に示す4業務のすべてを受注した実績（元請けとしての実績に限る）がある1者以上の構成員を含むこととし、4業務の受注については、単独又は複数の別は問わない。

① 同種業務：道路維持補修業務、舗装維持修繕業務、河川等維持管理業務

② 除雪業務

（実績等の確認できる資料は、提案書等（様式5-3）によるものとする）

ス 県中建設事務所管内（郡山市）に主任技術者を1名以上配置できる者であること。

また、主任技術者とは建設業法でいう主任技術者と同等の資格要件を有するものとする。

なお、主任技術者は代表構成員、構成員からの選任を問わない。

（主任技術者の名簿は、提案書等（様式5-1、様式5-2-1）によるものとする）

セ 作業員を10名以上配置できる者であること。

（作業員の名簿は、提案書等（様式5-1、様式5-2-2）によるものとする）

ソ 除雪作業期間（4月1日から4月30日、及び11月1日から3月31日）においては、除雪業務及び凍結防止剤散布業務に係る次の従事者を配置できる者であること。

なお、上記セの作業員は、貸付凍結抑制剤散布車、貸付除雪機械及び借上除雪機械のオペレータを兼務できない。

① 除雪の情報連絡員：3名以上

② 貸付除雪機械（凍結抑制剤散布車及び凍結抑制剤散布装置付トラックを含む）のオペレータ：32名以上

②-1 大型自動車免許保有者：6名以上

②-2 中型自動車免許保有者：4名以上

②-3 大型特殊自動車免許保有者：6名以上

②-4 大型特殊自動車免許保有者かつ車両系建設機械運転講習修了者：16名以上

③ 借上除雪機械のオペレータ：48名以上

③-1 大型自動車免許保有者：2名以上

③-2 大型特殊自動車免許保有者かつ車両系建設機械運転講習修了者：46名以上

（作業員及び各除雪機械のオペレータの名簿は、提案書等（様式5-1、様式5-2-3）によるものとする）

タ 除雪作業期間（4月1日から4月30日、及び11月1日から3月31日）においては、郡山市内に下記の借上機械を配置できる者であること。

① モーターグレーダ(3.1m級) 6台以上

② タイヤドーザ(8t級) 14台以上

③ タイヤドーザ(11t級) 2台以上

④ 除雪トラック(4t) 1台以上

⑤ 凍結抑制剤散布装置付トラック 2台以上

⑥ バックホウ(0.28m³) 1台以上

⑦ ホイールローダ(0.5m³) 1台以上

- ⑧ ホイールローダ(0.6m³) 1台以上
 ⑨ ダンプトラック(4t) 1台以上
 ⑩ ダンプトラック(10t) 1台以上
 (借上除雪機は、提案書等（様式5-4）によるものとする。)

チ 本業務に関する安全性の確保、品質の確保及び業務改善のためモニター調査に協力できる者であること。
 ツ 構成員は、プロポーザルに参加する他の協同組合の組合員又は共同企業体の構成員と重複してはならない。

4 プロポーザルの提案課題、評価項目・配点

プロポーザルの評価項目・配点は、下表のとおりとする。

評価項目	評価着目点		判断基準
予定技術者 (50点)	主任技術者	技術者が有する技術者資格及びその分野 ①又は② (10点) ③又は④ (5点)	① 1級土木施工管理技士 ② 1級建設機械施工技士 ③ 2級土木施工管理技士 ④ 2級建設機械施工技士 ※上記以外は評価しない。 (様式5-2-1「主任技術者主要業務実績表」)
		過去5年間の同種業務かつ除雪業務の実績内容 (5点)	①同種業務かつ除雪業務の実績がある。 ※上記以外は評価しない。 (様式5-2-1「主任技術者主要業務実績表」)
		配置 (5点)	①専任で1名以上配置する。 ※上記以外は評価しない。 (様式5-1「業務実施体制」)
作業員		技術者が有する技術者資格及びその専門分野 ① (10点)	①作業員：大型自動車免許(5名以上) ※上記以外は評価しない。 (様式5-2-3「作業員及び除雪機械オペレータの主要業務実績表」)
		過去5年間の同種業務の実績内容 ① (10点) ② (5点)	①作業員：同種業務のいずれかの実績がある(20名以上)。 ②作業員：同種業務のいずれかの実績がある(10名以上)。 ※上記以外は評価しない。 (様式5-2-3「作業員及び除雪機械オペレータの主要業務実績表」)
		配置 ① (10点) ② (5点)	①作業員20名以上配置する。 ②作業員15名以上配置する。 ※上記以外は評価しない。 (様式5-1「業務実施体制」)
借上機械 (10点)	除雪機械		①タイヤドーザ(8t級以上)14台以上 ※上記以外は評価しない。 (様式5-4「除雪機械(借上)」)

評価項目	評価着目点		判断基準
地域における管理精通度 (20点)	過去5年間の受注業務実績		<p>組合員又は構成員は、 ①郡山市内で同種業務かつ除雪業務について受注実績がある。 ※上記の「業務」は、国又は地方公共団体の発注業務とする。 ※上記以外は評価しない。 (様式5-3「受注業務実績」)</p>
本業務における組織体系に対する提案 (50点)	的確性	①明確な指揮系統 (15点)	通常時の業務実施に際して、実施体制、担当者ごとの分担、指揮系統が明確である提案に対して優位に評価する。
		②確実な連絡体制 (15点)	休祝日及び夜間を問わず維持管理業務の実施が必要な際に、確実に連絡がとれ円滑に作業を実施できる連絡体制表が整理されているか。また、その準備が適切である提案に対して優位に評価する。
		③緊急時等の迅速で確実な対応力 (20点)	緊急時、気象警報発令時、震度5弱以上の地震が発生した段階に際して、迅速で確実な組織体制や人員の配置、及びその準備が適切になされている提案に対して優位に評価する。
(様式4-1「提案書一本業務における組織体系に対する提案」)			
本業務の安全確保に対する提案 (20点)	本業務における安全確保のために留意すべき点及び危険・注意箇所の把握		業務対象区間の地域特性・区間を把握し、危険・注意箇所等を明示するとともに、業務の実施に当たり安全確保のための留意点が示されている提案に対して優位に評価する。 (様式4-2「提案書一本業務の安全確保に対する提案」)
道路等の維持管理に対する提案 (40点)	創意工夫	効果的・効率的な業務の実施(情報管理) (10点)	住民からの要望苦情、補修履歴等の情報整理及びその活用について発注者との連携強化を図るための提案に対して優位に評価する。(情報通信技術(ICT)の活用等も可)
		効果的・効率的な業務の実施(生産性向上) (10点)	生産性向上(事務の簡素化、作業費用及び作業期間の縮減等)を図るための提案に対して優位に評価する。
		効果的・効率的な業務の実施(業務作業の年間計画と進捗管理) (20点)	季節や行事等を視野に入れた年間の維持管理業務の計画、その進捗管理を確実に行うための提案に対して優位に評価する。
(様式4-3「提案書一本業務における道路等の維持管理に対する提案」)			

計 190点

5 手続等

(1) 事務局

〒963-8540 郡山市麓山一丁目1番1号 郡山合同庁舎北分庁舎
福島県県中建設事務所 総務部 総務課
電話番号 024-935-1410
ファクシミリ 024-935-1407
電子メール kentyuu.ken@pref.fukushima.lg.jp
URL <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41320a/>

(2) 募集要領等の配布期間及び方法

ア 配布期間

配布期間は令和7年12月15日（月）から令和7年12月26日（金）までとする。ただし、手交による場合、土曜日、日曜日及び祝日を除く、9時から17時まで。なお、郵送による配布を希望する場合は、請求が配布期間内着のものについて配布する。

イ 配布方法

次のいずれかの方法とする。

(ア) ダウンロードする場合

5 (1) のURLにアクセスし、ダウンロードする。

(イ) 手交とする場合

電子データ保存用の未使用のCD-Rを5 (1) の場所に持参すること。CD-Rに複製し、手交する。

(ウ) 郵送とする場合

表に「県中建設事務所道路等維持管理業務委託公募型プロポーザル方式募集要領＜令和8年度版＞等請求用封筒在中」と明記した封筒に、電子データ保存用の未使用のCD-Rと返信用の封筒（CD-Rが入る大きさの封筒にCD-Rが返信できる郵便切手を貼付のうえ、返信先を明記）を同封し、一般書留又は簡易書留郵便で5 (1) へ郵送すること。CD-Rに複製し返送する。

6 不明の点がある場合の質疑について

(1) 質問書（様式1）の受領期限並びに提出場所及び方法

質疑事項がある場合、質問書（様式1）を用い、令和7年12月18日（木）17時00分までに、上記5 (1) に持参、ファクシミリ又は電子メールで提出すること。

なお、ファクシミリ又は電子メールによる場合は、必ず電話で送信確認すること。

(2) 質問書に対する回答期限及び回答方法

令和7年12月23日（火）までに、質問回答書（様式2）を福島県県中建設事務所ホームページに掲載する。

7 プロポーザル参加申請書の提出について

プロポーザル参加申請書については、参加表明者の所属する協同組合等で1提案のみとし、下記により令和8年1月14日（水）17時00分までに上記5 (1) に1部持参すること。

なお、上記の受領期限以降における申請書の内容変更及び再提出は認めない。

- (1) 提出書（協同組合・共同企業体共通：様式3－1、協同組合の場合は登記簿、定款、組合員名簿、事業計画書等の写し、共同企業体の場合は、様式3－2・様式3－3）
- (2) 提案書等（様式4－1、4－2、4－3、5－1、5－2（－1～3）、5－3、5－4）
- (3) 提案書等の作成について
- ① 提案書等は、別添の様式（様式4－1（連絡体制表含む）、様式4－2、様式4－3（維持管理作業の年間計画表含む））に基づき作成する。
- ア A4、縦書き、片面使用、文字11ポイント以上とする。
- イ 様式4－1、様式4－2、様式4－3には、今回の提案を次の枚数以下にまとめて簡潔に記載すること。
- ア) 様式4－1：連絡体制表を含んで4枚
- イ) 様式4－2：2枚
- ウ) 様式4－3：維持管理作業の年間計画表を含んで4枚
- ウ 文書を補完する図表、写真等を使用することも可とする。
- エ 提案は、「本業務における組織体系に対する提案」、「本業務の安全確保に対する提案」、「道路等の維持管理に対する提案」について提案すること。
- ② 業務実施体制（様式5－1）、主要業務実績表（様式5－2（－1～3））、受注業務実績（様式5－3）の作成に当たっては、以下の項目に留意すること。
- ア 業務実施体制に記載した主任技術者、除雪の情報連絡員、作業員及び除雪機械オペレータについて、主要業務実績表を作成するものとする。
- イ 同種・除雪業務経験については、過去5年以内のものを1件以上記載するものとする。
- ③ 除雪機械（借上）（様式5－4）については自動車検査証の写しを提出すること。ただし自動車検査証を有しない機械類及びリースによる機械は省略できるものとし、その旨を様式5－4に記載すること。

8 ヒアリング

ヒアリングは令和8年1月下旬に実施する予定とし、詳細は一次審査の審査結果通知により通知する。

ヒアリングは、提案書等を補完する説明を受けることとし、新たな資料の配付は認めない。またヒアリングは対面を原則とする。

9 プロポーザルの審査及び業務委託候補者の選定並びに契約の相手方の決定

プロポーザルの審査は、次の各号の定めるところによる。

- (1) プロポーザルの審査は、上記4に定める評価項目に基づき審査し、提案書等の評価を行い、業務委託候補者及び次点の者を選定する。
- (2) 上記5(1)は、申請書を提出した者に審査の参考とする資料の提示を求める場合がある。
- (3) 業務委託候補者には、本業務内容について、単独随意契約により業務を委託する。
- (4) 審査結果については、申請書提出者全員に通知するとともに公表する。
- (5) この手続きに参加した者が、下記10(5)(6)の失格条項等に該当する場合は、その者は契約の締結は行わない。なお、この場合は、次点の者を業務委託候補者とする。

(6) 単独随意契約の方法は、別記「契約の方法及び見積の条件」に基づく見積合せによるものとし、次のとおり行うものとする。

- ① 見積合せの日時 令和8年3月12日(木) 午後1時30分開始（予定）
- ② 見積合せの場所 郡山市麓山一丁目1番1号 郡山合同庁舎北分庁舎2階
福島県県中建設事務所 会議室

10 失格条項等

次の各号の一つに該当する場合、プロポーザルは失格とする。

- (1) 申請書が、提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
- (2) 申請書が、様式及び本要領に示された条件に適合しないもの。
- (3) 申請書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- (4) 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- (5) 申請書に虚偽の内容が記載されているもの。
- (6) 審査委員又は関係者にプロポーザルに対する援助を直接的、間接的に求めた場合。
- (7) ヒアリング当日に出席しなかった場合。ただし、交通事故や自然災害等の不測の事態が発生し、ヒアリング開始時刻に到着できなかった場合を除く。

11 各種様式等

プロポーザルの様式は、以下による。

- | | |
|---------------------------------------|----------------------|
| ① 質問書 | 様式 1 |
| ② 質問回答書 | 様式 2 |
| ③ プロポーザル送付書（参加表明書） | 様式 3-1 |
| ④ 共同企業体 | 様式 3-2、様式 3-3 |
| ⑤ 提案書 | 様式 4-1、様式 4-2、様式 4-3 |
| ⑥ 業務実施体制 | 様式 5-1 |
| ⑦ 主任技術者、除雪の情報連絡員、作業員、除雪機械オペレータ主要業務実績表 | 様式 5-2 (-1~3) |
| ⑧ 受注業務実績 | 様式 5-3 |
| ⑨ 除雪機械（借上） | 様式 5-4 |
| ⑩ プロポーザル審査結果通知書 | 様式 6-1 (業務委託候補者用) |
| ⑪ プロポーザル審査結果通知書 | 様式 6-2 (次点者用) |
| ⑫ プロポーザル審査結果通知書 | 様式 6-3 (非選定者用) |
| ⑬ 公募型プロポーザル方式審査結果 | 様式 7 |

※ 本プロポーザルで使用する各様式は、福島県県中建設事務所ホームページから取得することができる。

12 その他

- (1) 申請書に記載された個人情報は、本業務においてのみ使用するものとし、本人の同意を得ずに第三者に開示することはない。
- (2) 提出された申請書は返却しない。
- (3) 申請書の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (4) 提出された申請書は、審査及び説明の目的に、その写しを作成し使用することができるものとする。
- (5) プロポーザルの審査の公平性、透明性及び客觀性を期すため、業務委託候補者、次点の者については、会社名を公表することを原則とする。また、業務委託候補者以外の者が選定されなかった理由について説明を求めた場合には、その者の取得点数を説明することとするが、各配点者（審査委員）の配点は非公開とする。
- (6) 上記9（6）の契約は、令和8年2月福島県議会定例会において本業務に係る予算が議決されない場合は行わない。